

令和7年5月14日に改正公布された労働安全衛生法の改正事項のうち、特定機械等の労働災害防止に関する通達です。

特定機械の労働災害防止等関係については、改正法の一部が令和8年4月1日から施行されますが、整備政令、整備省令及び整理告示についての改正要点と考え方が示されています。

## 第1 改正の要点

### I 整備政令関係（労働安全衛生法施行令）（労働安全衛生法関係手数料令）

#### 1 技能講習の対象となる車両系機械の対象（労働安全衛生法施行令第24条関係）

- ① 別表第20の備考に規定する車両系建設機械その他の政令で定める車両系機械として、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）、車両系建設機械（解体用）及び車両系建設機械（基礎工事用）の技能講習資格を統合して車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用、解体用及び基礎工事用のものに限る。）が新たに定められました。

- ② 登録設計審査等機関が特定機械等の設計審査を実施した場合の製造許可に係る都道府県労働局長への申請手数料の新設（労働安全衛生法関係手数料令第1条1号）

### II 整備省令関係

- 1 特定機械等の製造許可申請時の書類の追加  
（ボイラー則）（クレーン則）（ゴンドラ則）
- 2 特定機械等の設計審査の新設  
（ボイラー則）（クレーン則）（ゴンドラ則）
- 3 登録設計審査等機関が行う特定機械等の製造時等検査  
（ボイラー則）（クレーン則）（ゴンドラ則）
- 4 特定機械等の検査証の再交付手続き  
（ボイラー則）（クレーン則）（ゴンドラ則）
- 5 登録設計審査等機関の登録に係る地域の区分  
（労働安全衛生法に係る登録及び指定に関する省令）（登録省令）
- 6 登録設計審査等機関の登録等の手続き（登録省令）
- 7 登録機関の登録事項変更の提出（登録省令）

### III 設計審査告示等関係

- ・設計審査告示
- ・製造時等検査の方法（令和8年厚生労働省告示第121号）
- ・性能検査の方法（令和8年厚生労働省告示第93号）
- ・個別検定の方法（令和8年厚生労働省告示第122号）
- ・型式検定の方法（令和8年厚生労働省告示第107号）

### IV 施行日、適用日

整備政令及び整備省令は令和8年4月1日から施行すること。  
設計審査告示等は令和8年4月1日から適用すること。

別紙1 設計審査の実施に当たっての留意事項

(ボイラー) (第一種圧力容器) (クレーン) (移動式クレーン)  
(デリック) (エレベーター) (建設用リフト) (ゴンドラ)

別紙2 製造時等検査の実施に当たっての留意事項

(ボイラーの構造検査) (ボイラーの溶接検査) (ボイラーの使用検査)  
(第一種圧力容器の構造検査) (第一種圧力容器の溶接検査) (第一種圧力容器  
の使用検査) (移動式クレーン) (ゴンドラ)

別紙3 性能検査の実施に当たっての留意事項

(ボイラーの開放検査) (ボイラーの開放検査) (第一種圧力容器の開放検査)  
(第一種圧力容器の非開放検査) (クレーン) (移動式クレーン)  
(デリック) (エレベーター) (ゴンドラ)

別紙4 個別検定の実施に当たっての留意事項

(第二種圧力容器) (小型ボイラー) (小型圧力容器)

別紙5 型式検定の実施に当たっての留意事項

(防爆構造電気機械器具) (クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置)  
(防じんマスク) (防毒マスク) (防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保  
護具及び防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具)

別紙6 新旧対照表

- 新旧対照表 (公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備  
に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等につい  
て (平成16年3月19日付基発第0319009号))
- 新旧対照表 (ボイラー及び圧力容器安全規則及び労働安全衛生法及びこれに基  
づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正 (指定外国検査機関関  
係) について (平成28年9月30日付け基発0930第34号))
- 新旧対照表 (労働安全衛生法に基づく設計審査等の業務を自ら行う都道府県労  
働局長の変更について (平成29年3月10日付け基発0310第2号))
- 新旧対照表 (指定外国検査機関が行う証明書作成業務の適正な実施について  
(平成29年6月22日付け基発0622第1号))
- 新旧対照表 (高所作業車特定自主検査基準等の制定等について (令和7年12  
月26日付け基発1226第2号))

別添2 審査・検査・検定員の条件 (最終改正: 令和8年3月31日)

(登録設計審査等機関 (安衛法別表第4の2 関係))  
(登録設計審査等機関 (安衛法別表第6 関係))  
(登録性能検査機関 (安衛法別表第9 関係))  
(登録性能検査機関 (安衛法別表第12 関係))  
(登録型式検定機関 (安衛法別表第15 関係))